ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

令和3年7月 28 日
【照会先】
職業安定局雇用保険課
課　　長　　長良　健二
課長補佐　　伏木　崇人
(代表電話)03(5253)1111(内線 5752)
(直通電話)03(3502)6771

報道関係者　各位

雇用保険の基本手当日額の変更
～８月１日（日）から実施～

厚生労働省は、８月１日（日）から雇用保険の「基本手当日額」を変更します。

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した１日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。

今回の変更は、令和２年度の平均給与額が令和元年度と比べて約 1.22%下落したこと及び最低賃金日額の適用に伴うものです。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額（再集計値として公表されているものと同様の統計的手法により再集計された額に係る毎月勤労統計の値）を用いています。具体的な変更内容は以下のとおりです。

【具体的な変更内容】

１　基本手当日額の最高額の引下げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

①	60 歳以上 65 歳未満	7,186 円	→	7,096 円	(-90 円)
②	45 歳以上 60 歳未満	8,370 円	→	8,265 円	(-105 円)
③	30 歳以上 45 歳未満	7,605 円	→	7,510 円	(-95 円)
④	30 歳未満	6,845 円	→	6,760 円	(-85 円)

２　基本手当日額の最低額の引上げ

2,059 円　→　2,061 円（+2 円）

※　基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等について、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更していますが、これにより変更した最低額が、最低賃金日額（地域別最低賃金の全国加重平均額に 20 を乗じて７で除して得た額）を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています（雇用保険法第 18 条第３項）。

令和３年８月１日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率 80%を乗じて計算しています。

（計算式）

902 円（令和３年４月１日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額）×20÷７×0.8＝2,061 円

変更の詳細については別添資料をご覧ください。

別添１

賃金日額等の改正前後の金額について

①　基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の変更

(1)　基本手当の日額の最高額及び最低額

	現　　行	変　更　後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。 ①　60歳以上65歳未満 ７，１８６円　→　７，０９６円 ②　45歳以上60歳未満 ８，３７０円　→　８，２６５円 ③　30歳以上45歳未満 ７，６０５円　→　７，５１０円 ④　30歳未満 ６，８４５円　→　６，７６０円	
最低額	２，０５９円　→　２，０６１円	

(2)　基本手当の日額の算定に当たって80％を乗ずる賃金日額の範囲、80％から50％までの範囲で逓減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50％を乗ずる賃金日額の範囲

→　別添２のとおり引き下げられる。

（例）

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

（現行）　（変更後）

４，５６２円　→　４，５４４円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

（現行）　（変更後）

５，７４３円　→　５，７０３円

※　賃金日額と基本手当の日額の関係

①　基本手当（求職者給付）の１日当たりの支給額を基本手当の日額という。

②　基本手当の日額については、離職前６か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前６か月間における１日当たりの平均賃金額を賃金日額という。

③　基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50％）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別添２参照。

となる。

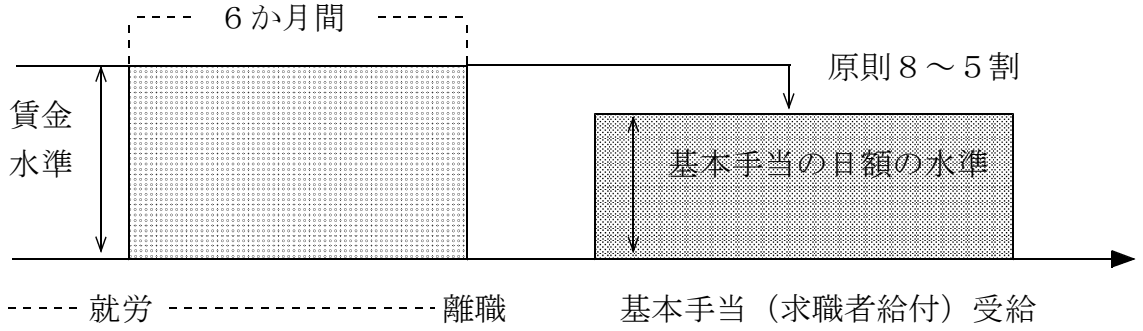

○１日当たりの　の額：賃金日額　　○１日当たりの　の額：基本手当の日額

２　失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額（※）の引下げ

令和３年８月１日以後、

1,312円　→　1,296円　と引き下げられる。

（例）賃金日額7,000円、基本手当の日額5,013円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間（28日間）中に２日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間（28日分）の基本手当の支給額

１日当たりの減額分は、

〔(6,000円/2－1,296円）＋5,013円〕－7,000円×80％ ＝ 1,117円

基本手当の支給額は、

5,013円×（28日－２日）＋（5,013円－1,117円）×２日＝138,130円

※　控除額とは、

①　失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、１日あたりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80％相当額を超えるとき、当該超える額の分だけ基本手当の日額は減額される。

②　上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80％相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。

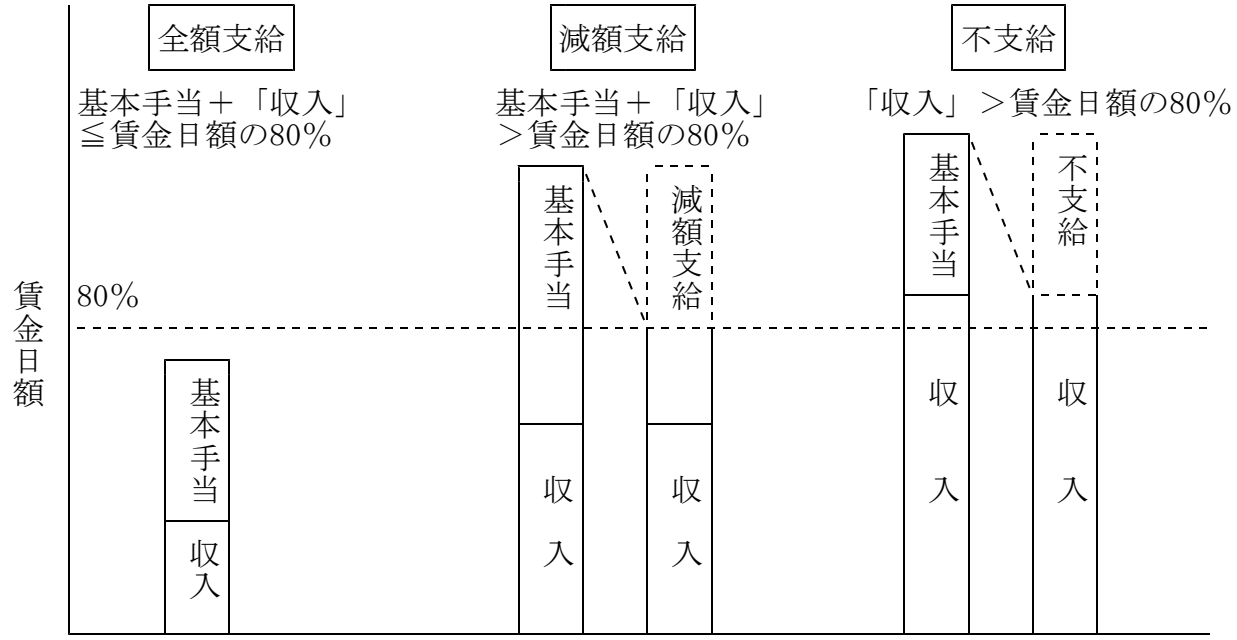

（注）１　「収入」＝「収入の１日分に相当する額」－1,296円（令和３年８月～）

２　説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

３　高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引下げ

令和３年８月１日以後、

365,055円　→　360,584円　と引き下げられる。

※　支給限度額とは、

①　支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

②　支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、

（支給限度額）－（支給対象月に支払われた賃金の額）

が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

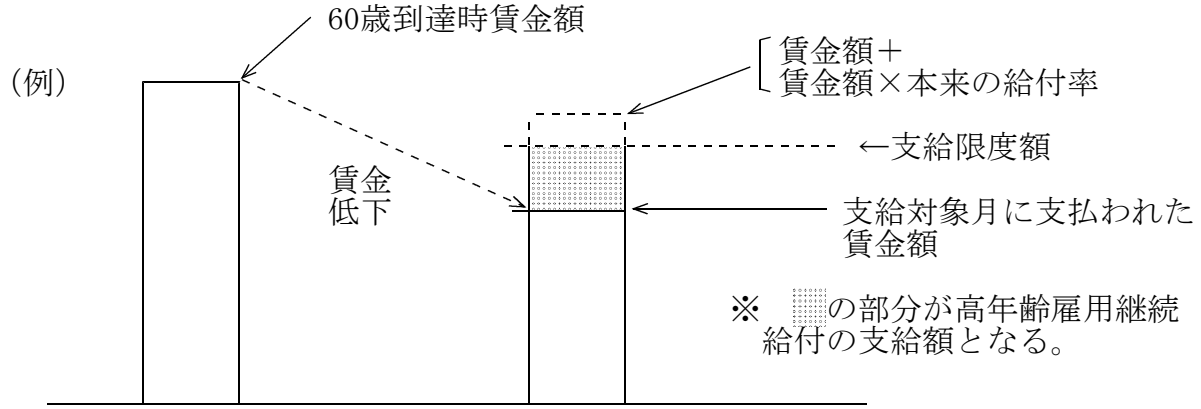

別添２

（令和３年８月１日変更）

基本手当の給付率新旧比較図

１　６０歳未満の受給資格者に係る給付率

＊右側の網かけ数値は、基本手当日額

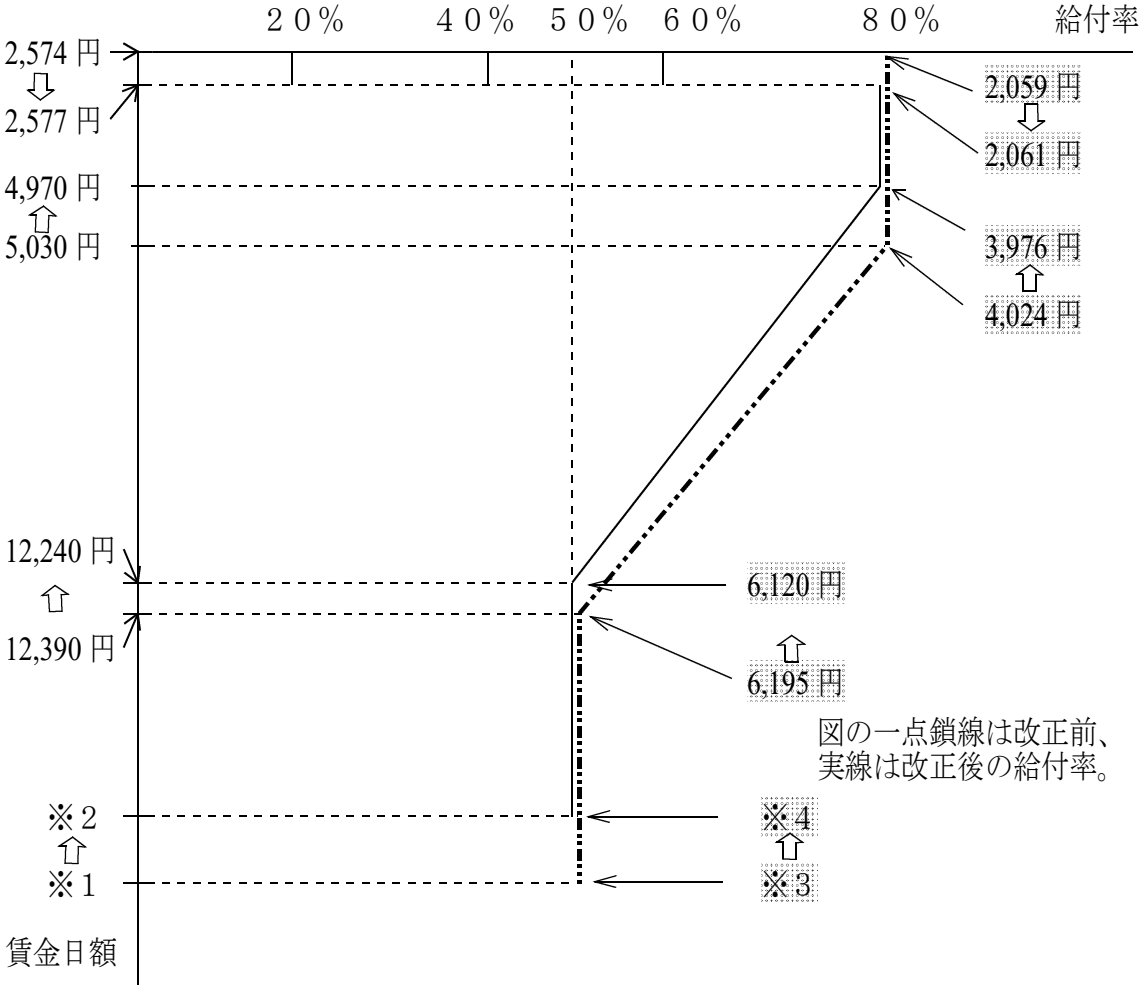

（注）※１及び※２の賃金日額の上限額並びに※３及び※４の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※１	賃金日額 ※２	基本手当 日額※３	基本手当 日額※４
３０歳未満	13,690 円	13,520 円	6,845 円	6,760 円
３０歳以上４５歳未満	15,210 円	15,020 円	7,605 円	7,510 円
４５歳以上６０歳未満	16,740 円	16,530 円	8,370 円	8,265 円

２　６０歳以上６５歳未満の受給資格者に係る給付率

＊右側の網かけ数値は、基本手当日額

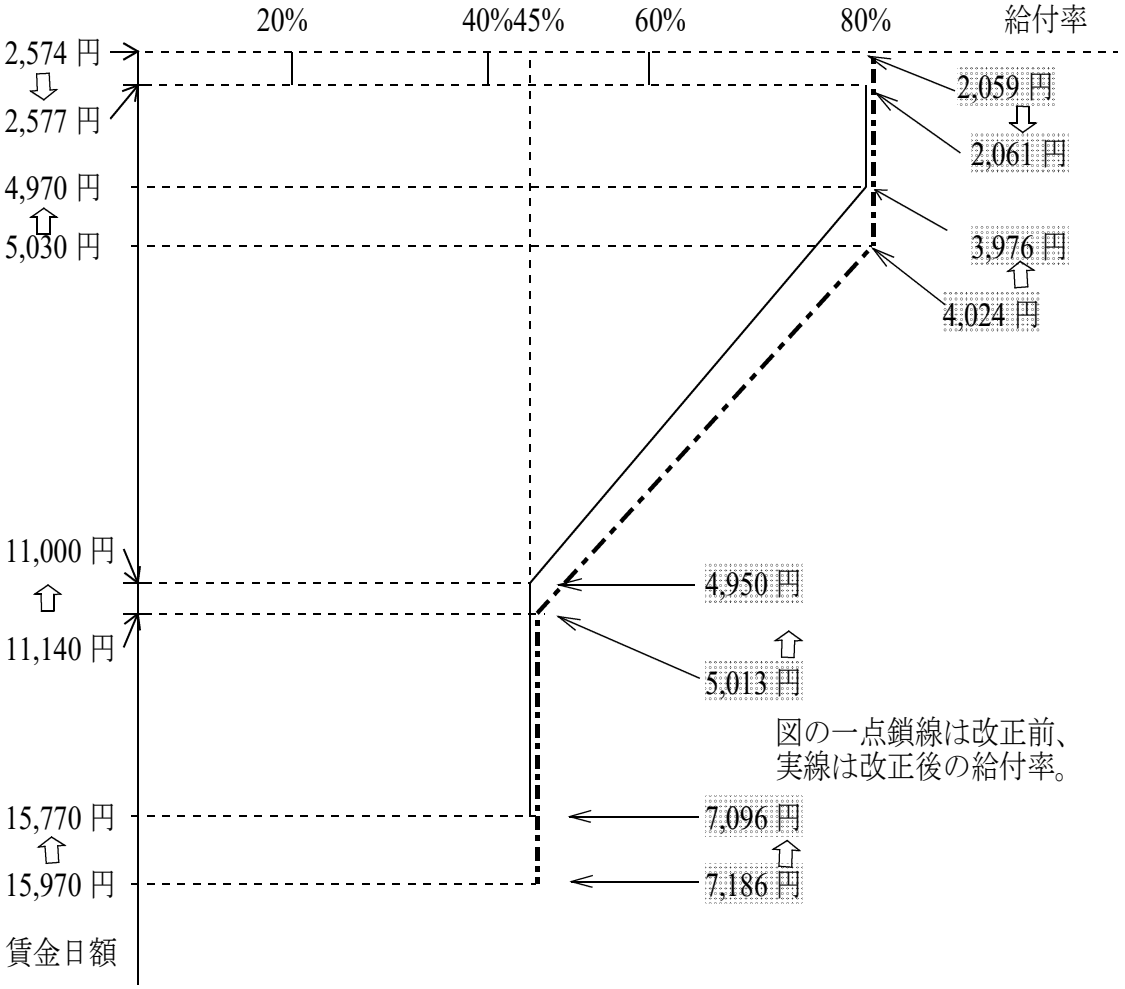

参考1

基本手当日額の計算式及び金額(令和３年８月１日～)

１．基準日において 30 歳以上 45 歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577 円以上 4,970 円未満	y = 0.8w
4,970 円以上 12,240 円以下	y = 0.8w－0.3{(w－4970)/(12240－4970)}w
12,240 円超　15,020 円以下	y = 0.5w
15,020 円超	y = 7,510

２．基準日において 45 歳以上 60 歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577 円以上 4,970 円未満	y = 0.8w
4,970 円以上 12,240 円以下	y = 0.8w－0.3{(w－4970)/(12240－4970)}w
12,240 円超　16,530 円以下	y = 0.5w
16,530 円超	y = 8,265

３．　基準日において 60 歳以上 65 歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577 円以上 4,970 円未満	y = 0.8w
4,970 円以上 11,000 円以下	y = 0.8w－0.35{(w－4970)/(11000－4970)}w y = 0.05w＋(11000×0．4) のいずれか低い方の額
11,000 円超　15,770 円以下	y = 0.45w
15,770 円超	y = 7,096

４．基準日において 30 歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577 円以上 4,970 円未満	y = 0.8w
4,970 円以上 12,240 円以下	y = 0.8w－0.3{(w－4970)/(12240－4970)}w
12,240 円超　13,520 円以下	y = 0.5w
13,520 円超	y = 6,760

(注)１　基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
　　２　端数処理については、1円未満を切り捨てる。

参考２

平均給与額の対前年度比率の算定

	令和元年度毎勤平均定期給与額 （R2.10月訂正後）	令和2年度毎勤平均定期給与額
４月	344,101	340,493
５月	337,848	330,340
６月	341,070	333,540
７月	341,478	334,885
８月	340,139	334,109
９月	340,897	336,600
１０月	343,783	340,030
１１月	343,214	339,346
１２月	342,810	339,920
１月	338,730	336,646
２月	339,694	337,719
３月	341,030	341,012
年度計	4,094,794	4,044,640
平均	341,233	337,053

増減率　　0.987751765